

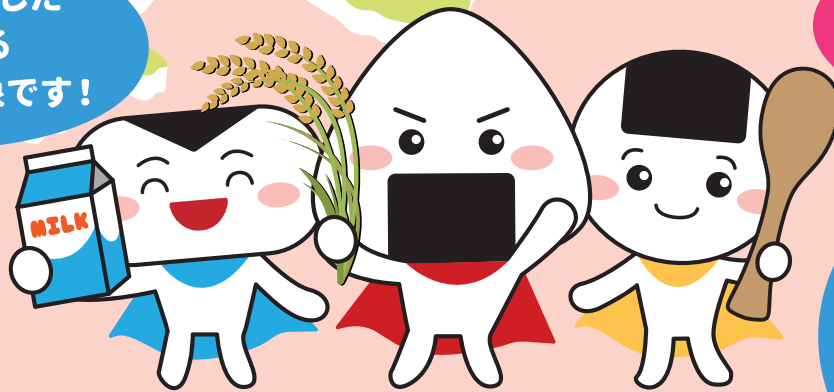
北海道 お米・牛乳 子育て応援事業

第三弾

北海道は、お米をはじめ、食料費などの物価高の影響を受けている子育て世帯の支援や道産品の振興を図るため、下記の対象児童がいる北海道内の世帯に商品券等をお届けします。

今春高校を卒業した
お子様がいる
世帯の皆様も対象です！

申請が必要
です！



＜対象児童＞
平成18(西暦2006)年
4月2日から
令和7(西暦2025)年
6月1日までに
お生まれのお子様

支給品 支給対象の世帯ごとに、次のいずれか1つ ※1世帯あたり、1回限り

商品券
「おこめギフト券」又は「おこめ券」
4,840円相当分(440円×11枚)と
「牛乳贈答券」
400円相当分(200円×2枚)
＜5,240円相当分＞



※お届けまでに3～4週間程度(目安)を要する見込みです。

電子クーポン
北海道産の「米」と「牛乳」を購入
できる電子クーポン
＜5,240円相当分＞

※電子申請の方のみ申請可能



お急ぎの方は、電子クーポンでの
申請をお勧めします。

北海道米(ななつぼし)
精米(5.5kg)又は
無洗米(5.5kg)
どちらか1つ

＜5,240円相当分
(送料含む)＞



※イメージ

※お届けまでに3～4週間程度(目安)を要する見込みです。

お米価格の
高騰を踏まえ、
前回(第二弾)から
お米券の割合を
増やしました。

支給対象
及び
申請手続者

申請日において次のいずれかに該当

支給対象	申請手続者
①道内で対象児童と同居している世帯	対象児童と同居する保護者
②道内で対象児童だけで構成する世帯	対象児童又は道内在住の保護者
③保護者は道内に在住し、道外で対象児童だけで構成する世帯	道内在住の保護者

※「世帯」とは、住居及び生計を共にする方の集まり、又は、独立して住居を維持・もしくは独立して生計を営む単身者
※「保護者」とは、父母、養父母、未成年後見人、施設の長、里親等、対象児童を現に監護する方

申請期間 令和7(西暦2025)年4/4金9:00～6/30月まで ※郵送の場合は当日消印有効

通常申請方法 電子申請 又は 郵送申請

●送料がかからず、お問い合わせや書類の追加提出等がスムーズな電子申請をお勧めします。

対象児童がいる世帯で、第二弾の支給品を受給された世帯(住所変更のない世帯)には、
ダイレクトメール(はがき又は封書)が届きますので、そちらからお申込みください。

※4月3日頃までにダイレクトメールが届かない時は、コールセンターまでお問い合わせください。

事業概要

北海道は、**お米をはじめ**、食料費などの物価高の影響を受けている子育て世帯の支援や道産品の振興を図るため、平成18(西暦2006)年4月2日から令和7(西暦2025)年6月1日までにお生まれのお子様(対象児童)がいる北海道内の世帯に商品券等をお届けします。

申請が
必要
です!

●事業名

北海道お米・牛乳子育て応援事業(第三弾)

●対象児童

平成18(西暦2006)年4月2日から令和7(西暦2025)年6月1日までにお生まれのお子様

●支給対象及び申請手続き者

申請日において次のいずれかに該当

支給対象	申請手続き者
①道内で対象児童と同居している世帯	対象児童と同居する保護者
②道内で対象児童だけで構成する世帯	対象児童又は道内在住の保護者
③保護者は道内に在住し、道外で対象児童だけで構成する世帯	道内在住の保護者

※「世帯」とは、住居及び生計を共にする方の集まり、又は、独立して住居を維持・もしくは独立して生計を営む単身者
※「保護者」とは、父母、養父母、未成年後見人、施設の長、里親等、対象児童を現に監護する方
※対象児童が施設又は里親へ措置等がなされている場合は、その施設の長又は里親が申請することになります

●支給品

支給対象の世帯ごとに、次のいずれか1つ ※1世帯あたり、1回限り

A商品券

「おこめギフト券」又は「おこめ券」
4,840円相当分(440円×11枚)と
「牛乳贈答券」
400円相当分(200円×2枚)
<5,240円相当分>



※お届けまでに3~4週間程度(目安)を要する見込みです。

B電子クーポン

北海道産の「米」と「牛乳」を購入できる
電子クーポン
<5,240円相当分>
利用期限:令和7年9月30日(火)まで
※電子申請の方のみ申請可能



お急ぎの方は、電子クーポンでの申請をお勧めします。

C北海道米(ななつぼし)

精米(5.5kg)又は無洗米(5.5kg)
どちらか1つ
<5,240円相当分(送料含む)>



※イメージ

※お届けまでに3~4週間程度(目安)を要する見込みです。

●申請期間

令和7年4月4日(金)9:00から6月30日(月)まで ※郵送の場合は当日消印有効

●申請方法

対象児童がいる世帯で、
第二弾の支給品を受給された世帯 **簡易申請**

■第二弾で**電子申請**をされた方
お手元に届いたDMハガキの二次元コードより申請してください。
(くわしくはDMハガキに記載の内容をご確認ください)

■第二弾で**郵送申請**をされた方
お手元に届いた封書に同封の申請書に記入をいただき、事務局へお送りください。
(くわしくは申請書に記載の内容をご確認ください)
注:上記いずれも、第二弾申請時から住所、家族構成に変更のある世帯は、右記の通常申請をお願いします。

第二弾の支給品を受給していない世帯 **通常申請**

電子申請又は郵送申請

※送料がかからず、お問い合わせや書類の追加提出等がスムーズな電子申請をお勧めします

■電子申請…専用ホームページから申請してください。
<https://hkd2025kosodate-ouen.jp>

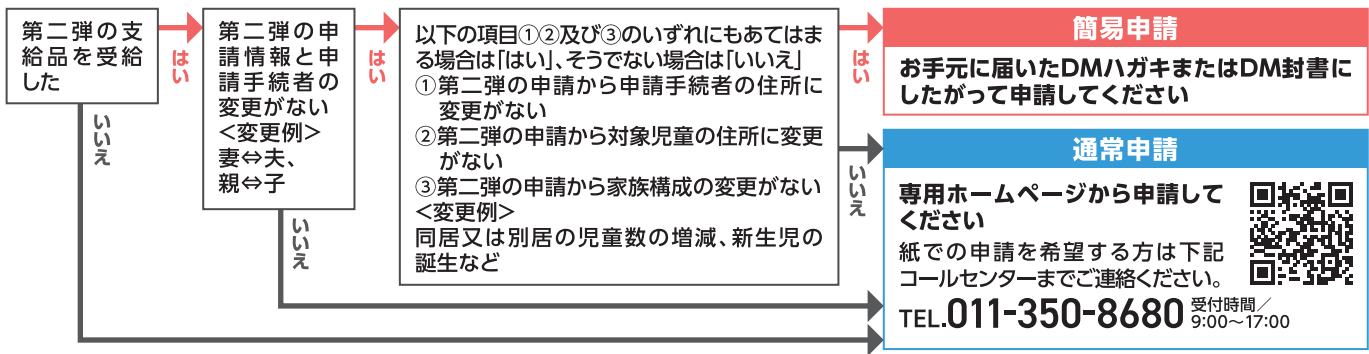
■郵送申請…以下の住所に簡易書留やレターパックなどで事務局へお送りください。

〒063-8691 札幌西郵便局 郵便私書箱39号「北海道お米・牛乳子育て応援事業事務局」
※普通郵便でお送りいただいた場合、書類の不着により申請が受け付けられない場合がありますので、簡易書留や一般書留、レターパックプラス(郵便物の追跡ができる方法で、かつ、配達時に受取確認がされるもの)で郵送してください。



申請方法

申請方法フローチャート



提出書類(簡易申請の場合は不要)

①申請書 ②本人確認書類

申請書に記載された全員分の「氏名」、「生年月日」、「現住所」の全てが確認できる書類の写し

- 住民票 ●マイナンバーカード(表面のみ) ●運転免許証(表裏) ●母子健康手帳(表紙と住所が記載された頁)
- 健康保険証(住所が裏面に記載されている場合は裏表) 等

※母子健康手帳を対象児童の本人確認書類とする場合は**新生児など母子健康手帳以外に本人確認書類が用意できない場合**に限ります

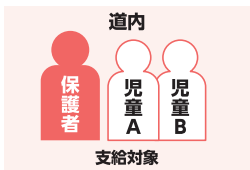
※審査の過程で確認が必要となった場合は、別途追加書類を求める場合があります

※健康保険証等を本人確認書類にする場合は、保険者番号などをマスキングしていただく必要があります

支給対象

申請日において次のいずれかに該当

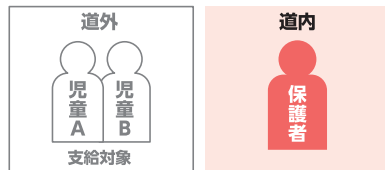
1.道内で対象児童と同居している世帯



2.道内で対象児童だけで構成する世帯



3.保護者は道内に在住し、道外で対象児童だけで構成する世帯



家族構成による支給事例

世帯パターン	申請手続者	支給数	備考
① 保護者と児童が道内で同居	保護者	1	児童が何人いても1世帯あたりの支給数は1つ。
② 保護者と児童が道内で別居	児童 または 保護者	1 1	保護者と児童のみの2世帯あるが、保護者世帯には児童がいないため、別居児童世帯分のみを別居児童が保護者に支給される。
② イ.児童がそれぞれ別居している場合	児童A 児童B または 保護者	1 1 2	保護者と児童のみの3世帯あるが、保護者世帯には児童がいないため、別居児童Aと児童Bにそれぞれ1つずつか、保護者に2つ支給される。
② ウ.同居児童と別居児童がいる	保護者 児童B または 保護者	1 1 2	「保護者と児童A」と「児童B」の2世帯を対象に、保護者と児童Bにそれぞれ1つずつか、保護者に2つ支給される。
③ 道内に在住の児童は各自別居	児童B 児童C	1 1	道内に在住の児童B世帯と児童C世帯にそれぞれ1つずつ支給される。
④ 児童が道外で別居	保護者	1	支給品の送付先は道内に限るため、道外別居児童世帯分が道内に在住の保護者に1つ支給される。

注意事項

- (1) 支給品(電子クーポンを除く)は原則申請手続者の住所に送信いたします。
- (2) 申請期限を過ぎたものはいかなる理由でも受け付けることができませんのでご注意ください。
- (3) 支給決定後に、偽りその他の不正な手段により支給を受けたことや支給品を他人に交換・売却し利益を得たことなどが判明した場合は、支給決定を取り消し、事務局の提示する返還方法に応じ速やかに返還していただきます。
- (4) 支給品が申請した住所に到達しなかった場合は、再送付は一度限りとし、再度到達しなかった場合は、当該申請を取り下げたものとみなします。
- (5) 申請が重複した場合は、原則として先に申請があった申請手続者に支給します。子育て世帯を応援するという事業の趣旨を踏まえ、受け取った支給品は、対象児童のためにご活用いただきますようご協力ください。

申請書記入例

<オモテ面>

北海道
お米・牛乳子育て応援事業(第三弾) 申請書 [通常申請]

この申請書は、①第二弾の支給品を受給していない世帯又は
②第二弾の支給品を受給した方のうち、住所、家族構成が変更となった世帯が郵送にて申請いただくための申請書です。

① 第二弾の支給品を受給していない世帯
◆スマートフォンからの申請が便利です。
送料がかからず、お問い合わせや書類の追加提出等がスムーズな電子申請をお勧めします。
電子申請の場合、支給品に「電子クーポン」5,240円相当分を選択することもできます。
スマートフォンやタブレットなどから「お米・牛乳」のQRコードを読み込み、申請してください。以下のURLからも申請可能です。
URL: <https://hkd2025kosodate.com/jp>
◆支給品(電子クーポンを除く)は原則申請手続き者の住所へ送付いたします。
別居している滞内在住の対象児童の世帯へ支給品の送付を希望する場合は、その児童が申請手続き者として申請してください。
※支給品の送付先は北海道内に限ります。
② 第二弾の支給品を受給した方のうち、住所又は家族構成が変更となった方
◆通常申請をお願いします。(①と同じ申請となります。)
※前年度申請された方でもう一度電子申請への変更は可能です。

令和7年 4月00日

北海道知事 鈴木 直道様
以下のとおり、本事業の申請をします。

1. 誓約・同意事項 各項目全てご確認の上、誓約・同意欄に✓を入れてください。

(1) 私は、平成18(西暦2006)年4月2日から令和7(西暦2025)年6月1日までに生まれた児童を監護していること、又は、児童本人であることに同意します。
(2) 私は、申請日時点において北海道内に住み、申請書記載の内容と提出書類に虚偽はありません。
(3) 支給品を他人に貸与・譲渡し、転売を禁止し、支給品を担保に供し、又は質入れを行いません。
(4) 決定により支給決定を取り消された際は、事務局の指示する返還方法に応じ速やかに返還します。
(5) 提出した申請書に不足があった場合や、内容確認のために事務局から連絡があった場合は速やかに応じます。また、兩日までに返答や提出をしなかった場合は、不支給として取り扱われることに同意します。
(6) 申請書記載された情報等が本事業の事務のために第三者に提供される場合(支給の可否を判断するために事務局又は道が申請書に記載された者の申請情報等を第三者に提供する場合を含む)及び支給等に必要範囲において申請書記載された者の個人情報(第三者から取得される場合(支給の可否を判断するために事務局又は道が申請書に記載された者の個人情報(第三者から取得する場合を含む))がある)が第三者に提供される場合(支給の可否を判断するために事務局又は道が申請書に記載された者の個人情報(第三者から取得する場合を含む))があることに同意します。
(7) 申請書記載された情報等について、公的機関(市町村、警察、税務署等)の求めに応じ、必要性・相当性が認められる限度で情報が提供されることに同意します。
(8) 私は、身元保証による不当行為の防止等に関する法律(平成3年法律第7号)第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
(9) 誰から申し、本事業に同意する旨の情報を申請書記載の住所や連絡先にて提供することに同意します。
(10) 支給品が申請した住所に到達しなかった場合は、再送付は一度限りとし、再度、到達しなかった場合は、当該申請を取り下げたとみなされることに同意します。
(11) 高収益者を受給した場合は、北海道産のお米・牛乳の購入に使用します。
(12) 対象児童本人が申請する場合(保護者の同意を得た上で申請を行います。保護者がいない場合はこの限りではありません)なお、これら事項に関して、私が不利益を被ることもなく、真摯に一切申し立てません。

上記内容に誓約・同意します

2. 申請手続き者
◆滞内で対象児童と同居している世帯の場合は、対象児童と同居する保護者
◆滞内で対象児童だけで構成する世帯の場合は、対象児童又は滞内在住の保護者
◆保護者は滞内に在り、滞外で対象児童だけで構成する世帯の場合は、滞内在住の保護者

氏名	申請手続き者 姓	申請手続き者 名	生年月日	本人確認書類 チェック欄
姓	ホツカイ	イサヲロ	年(西暦) 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> 添付しました
漢字	北海道	太郎	19 98 00 10 01	
申請手続き者の住所				
〒	060 - 8588	北海道	携帯電話 (090) 000 - 0000	電話番号
		札幌市中央区北3条西6丁目	固定電話 (011) 000 - 0000	
申請区分				

本申請に当てはまる申請区分が1つに✓を入れ、右記欄にご記載ください。
 [同居]している対象児童分を申請 → [4.(1)] [同居]している対象児童分を申請を記載
 [別居]している対象児童分を申請 → [4.(2)] [別居]している対象児童分を申請を記載
 [同居]・[別居]双方の対象児童分を申請 → [4.(1)]と[4.(2)]の双方へ記載
 対象児童だけの世帯分を対象児童本人が申請 → [4.(1)] [同居]している対象児童分を申請]及び [4.(3)] 申請手続き者が対象児童本人の場合]を記載

裏面に続きです

記入日を記載してください。

上記を確認の上、チェックを入れてください。チェックのない場合は、不備となります。

申請手続き者の情報を記入してください

該当する申請区分にチェックを入れてください。

<ウラ面>

3. 支給品リスト

支給品番号	商品名	内 容	支給品番号
1	商品券	「おこめギフト券」又は「おこめ券」4,840円相当分(440円×11枚)及び「牛乳券」400円相当分(200円×2枚)	5,240円相当分
2	電子クーポン	※郵送申請の場合は、電子クーポンはお選びいただけません。	
3	北海道米(ななつぼし)	精米(5.5kg)	5,240円相当分(送料含む)
4	北海道米(ななつぼし)	無洗米(5.5kg)	

4. 対象児童 対象児童全員分の情報が必要なので記載欄が足りない場合は本紙面をコピーして記載してください。

(1) [同居]している対象児童分を申請
※申請手続き者が対象児童本人の場合、希望支給品番号のみご記載ください。申請手続き者である対象児童本人の他に同居対象児童がいる場合は同居対象児童情報を記載してください

No.	同居対象児童 姓	同居対象児童 名	続柄 (申請手続き者から見た関係)	生年月日	本人確認書類 チェック欄	希望 支給品番号
同居 1	姓	ホツカイ	イサヲロ	年(西暦) 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> 添付	1
漢字	北海道	太郎	-その他()	2 0 10 00 20 02		
同居 2	姓	ホツカイ	ハナコ	年(西暦) 月 日	<input type="checkbox"/> 添付	
漢字	北海道	花子	-子	2 0		
同居 3	姓	ホツカイ	ハナコ	年(西暦) 月 日	<input type="checkbox"/> 添付	
漢字	北海道	花子	-子	2 0		

(2) [別居]している対象児童分を申請
※同居世帯が複数ある場合は、「世帯」につき1名1名が申請手続き者として支給されます

No.	別居対象児童 姓	別居対象児童 名	続柄 (申請手続き者から見た関係)	生年月日	本人確認書類 チェック欄	希望 支給品番号
別居 1	姓	ホツカイ	ハナコ	年(西暦) 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> 添付	3
漢字	北海道	花子	-その他()	2 0 05 04 02		
別居住所						
住所	〒 051 - 0022 室蘭市海岸町1丁目4-1					
別居 2	姓	ホツカイ	ハナコ	年(西暦) 月 日	<input type="checkbox"/> 添付	
漢字	北海道	花子	-子	2 0		
別居住所						
住所	〒					

(3) 申請手続き者が対象児童本人の場合、保護者の同意を得た上で以下に保護者の情報をご記載ください。
ご確認事項がある際は保護者へ連絡することがあります。保護者がいない場合は、記載不要です。

No.	保護者 姓	保護者 名	児童との関係	生年月日	本人確認書類 チェック欄	電話番号
1	姓	ホツカイ	ハナコ	年(西暦) 月 日	<input type="checkbox"/> 添付	()
漢字	北海道	花子	-父母	2 0		
住所						
住所	〒					

<提出書類チェックリスト> 以下の必要書類に抜けがないことをご確認ください。

- 北海道お米・牛乳子育て応援事業(第三弾) 申請書(本書)
- 申請書記載された全員の【氏名】、【生年月日】、【現住所】の全てを確認できる書類の写し
- 住所票、マイナンバーカード(顔の写)、運転免許証(顔の写)、母子健康手帳(顔の写及び住所が記載されている場合は裏表) 等

「同居」している対象児童分を申請する場合、対象児童(同居)の情報を記入してください。

「別居」している対象児童分を申請する場合、対象児童(別居)の情報を記入してください。

申請手続き者が対象児童本人の場合、保護者情報を記入してください。

提出書類を添付したか確認し、チェックを入れてください

希望される支給品を上記リストから選び、番号を記入してください。

北海道 お米・牛乳子育て応援事業(第三弾) 申請書

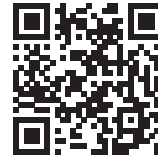
[通常申請]

この申請書は、①第二弾の支給品を受給していない世帯又は
②第二弾の支給品を受給した方のうち、住所、家族構成が変更となった世帯が郵送にて申請いただくための申請書です。

①第二弾の支給品を受給していない世帯

◆スマートフォンからの申請が便利です。

送料がかからず、お問い合せや書類の追加提出等がスムーズな電子申請をお勧めします。
電子申請の場合、支給品に“電子クーポン5,240円相当分”を選択することもできます。
スマートフォンやタブレットなどから右の二次元コードを読み込み、申請してください。以下のURLからも申請可能です。
URL: <https://hkd2025kosodate-ouen.jp>



◆支給品(電子クーポンを除く)は原則申請手続者の住所へ送付いたします。

別居している道内在住の対象児童の世帯へ支給品の送付を希望する場合は、その児童が申請手続者として申請してください。
※支給品の送付先は北海道内に限ります。

②第二弾の支給品を受給した方のうち、住所又は家族構成が変更となった方

◆通常申請をお願いします。(①と同じ申請となります。)

※前回郵送申請をされた方でも今回電子申請への変更は可能です。

北海道知事 鈴木 直道 様

令和7年 月 日

以下のとおり、本事業の申請をします。

1. 誓約・同意事項 各項目全てご確認の上、誓約・同意欄に☑を入れてください。

- (1) 私は、平成18(西暦2006)年4月2日から令和7(西暦2025)年6月1日までに生まれた児童を監護していること、又は、児童本人であることに間違いありません。
 - (2) 私は、申請日時点において北海道在住であり、申請書記載の内容と提出書類に虚偽はありません。
 - (3) 支給品を他人に交換・売却し、利益を得たり、支給品を担保に供し、又は質入れを行うことはしません。
 - (4) 規定により支給決定を取り消された際は、事務局の提示する返還方法に応じ速やかに返還します。
 - (5) 提出した申請物に不足があった場合や、内容確認のために事務局から連絡があった場合は速やかに応じます。また、期日までに回答や提出をしなかった場合は、不支給として取り扱われることに同意します。
 - (6) 申請書に記載された情報等が本事業の事務のために第三者に提供される場合(支給の可否を判断するために事務局又は道が申請書に記載された者の申請情報等を第三者に提供する場合を含む。)及び支給等に必要な範囲において申請書に記載された者の個人情報(第三者から取得される場合(支給の可否を判断するために事務局又は道が申請書に記載された者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。))があることに同意します。
 - (7) 申請書に記載された情報等について、公的機関(市町村、警察、税務署等)の求めに応じ、必要性・相当性が認められる限度で道が情報を提供することに同意します。
 - (8) 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
 - (9) 道から私に対し、本事業に関連する道の施策に関する情報を申請書記載の住所や連絡先あてに提供することに同意します。
 - (10) 支給品が申請した住所に到達しなかった場合は、再送付は一度限りとし、再度、到達しなかった場合は、当該申請を取り下げたとみなされることに同意します。
 - (11) 商品券等を受給した場合は、北海道産のお米・牛乳の購入に使用します。
 - (12) (対象児童本人が申請する場合)保護者の同意を得た上で申請を行います。(保護者がいない場合はこの限りではない)
- なお、これら事項に関して、私が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

上記内容に誓約・同意します

2. 申請手続者

- ①道内で対象児童と同居している世帯の場合は、対象児童と同居する保護者
- ②道内で対象児童だけで構成する世帯の場合は、対象児童又は道内在住の保護者
- ③保護者は道内に在住し、道外で対象児童だけで構成する世帯の場合は、道内在住の保護者

氏名	申請手続者 姓	申請手続者 名	生年月日			本人確認書類 チェック欄
カナ			年(西暦)	月	日	<input type="checkbox"/> 添付しました
漢字						
申請手続者の住所			電話番号			
〒	-	北海道	携帯電話 ()	-	-	
			固定電話 ()	-	-	
申請区分						

本申請に当てはまる申請区分いずれか1つに☑を入れ、右記箇所にご記載ください。

- 「同居」している対象児童分を申請 → 【4.(1)「同居」している対象児童分を申請】を記載
- 「別居」している対象児童分を申請 → 【4.(2)「別居」している対象児童分を申請】を記載
- 「同居」・「別居」双方の対象児童分を申請 → 【4.(1)】と【4.(2)】の双方へ記載
- 対象児童だけの世帯分を対象児童本人が申請 → 【4.(1)「同居」している対象児童分を申請】及び【4.(3)申請手続者が対象児童本人の場合】を記載

裏面に続きます

3. 支給品リスト

支給品番号	商品名	内 容	
1	商品券	「おこめギフト券」又は「おこめ券」4,840円相当分(440円×11枚)及び「牛乳贈答券」400円相当分(200円×2枚)	5,240円相当分
2	電子クーポン	※郵送申請の場合は、電子クーポンはお選びいただけません。	
3	北海道米(ななつぼし)	精米(5.5kg)	5,240円相当分 (送料含む)
4	北海道米(ななつぼし)	無洗米(5.5kg)	

4. 対象児童 対象児童全員分の情報が必要なので記載欄が足りない場合は本紙面をコピーして記載してください。

(1) 「同居」している対象児童分を申請

※申請手続者が対象児童本人の場合、希望支給品番号のみご記載ください。申請手続者である対象児童本人の他に同居対象児童がいる場合は同居対象児童情報をご記載ください

No.	同居対象児童 姓		同居対象児童 名	続柄 (申請手続者から見た関係)	生年月日			本人確認書類 チェック欄	希望 支給品番号
	カナ	漢字			年(西暦)	月	日		
同居 1	カナ			・子 ・その他()	2	0		<input type="checkbox"/> 添付	<input type="checkbox"/> ※上記の支給品リストから1つ選択し、該当する番号をご記載ください
	漢字								
同居 2	カナ			・子 ・その他()	2	0		<input type="checkbox"/> 添付	
	漢字								
同居 3	カナ			・子 ・その他()	2	0		<input type="checkbox"/> 添付	
	漢字								

(2) 「別居」している対象児童分を申請

※別居世帯が複数ある場合は、1世帯につき1品が申請手続者宛てに支給されます

No.	別居対象児童 姓		別居対象児童 名	続柄 (申請手続者から見た関係)	生年月日			本人確認書類 チェック欄	希望 支給品番号	
	カナ	漢字			年(西暦)	月	日			
別居 1	カナ			・子 ・その他()	2	0		<input type="checkbox"/> 添付	<input type="checkbox"/> ※上記の支給品リストから1つ選択し、該当する番号をご記載ください	
	漢字									
	住所				〒 -		別居住所			
別居 2	カナ			・子 ・その他()	2	0		<input type="checkbox"/> 添付		<input type="checkbox"/> ※上記の支給品リストから1つ選択し、該当する番号をご記載ください ※左記同居欄にチェックした場合は記載しても無効となります
	漢字									
	住所				〒 -		別居住所			
		<input type="checkbox"/> 「別居1」対象児童と同居 ※同居している場合は左記にチェックしてください。その場合住所の記載は不要で、支給品の選択はできません								

(3) 申請手続者が対象児童本人の場合 ～保護者の同意を得た上で以下に保護者の情報をご記載ください。

ご確認事項がある際は保護者へ連絡することがあります。保護者がいない場合は、記載不要です。

No.	保護者 姓		保護者 名	児童との関係	生年月日			本人確認書類 チェック欄	電話番号
	カナ	漢字			年(西暦)	月	日		
1	カナ			・父母 ・その他()				<input type="checkbox"/> 添付	()
	漢字								
		住所		〒 -					

<提出書類チェックリスト> 以下の必要書類に抜け漏れがないことをご確認ください。

北海道お米・牛乳子育て応援事業(第三弾) 申請書(本書)

※必要事項をご記載ください。

申請書に記載された全員分の「氏名」、「生年月日」、「現住所」の全てを確認できる書類の写し

※住民票、マイナンバーカード(表面のみ)、運転免許証(表裏)、母子健康手帳(表紙と住所が記載されたページ)、健康保険証(住所が裏面に記載されている場合は裏表) 等

本人確認書類のマスクング

関係法令の規定により、令和2年10月から健康保険証等を本人確認書類とする場合は、保険者番号などをマスクングしていただく必要があります。
必ず下記をご確認の上、申請してください。

◎マスクングが必要な本人確認書類

- 児童福祉法に基づく措置等にかかる医療の給付の受診券(以下「受診券」という)
- 健康保険証等(健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、共済組合員証、船員保険被保険者証)

■本人確認書類をマスクングする
右の「本人確認書類とマスクングが必要な項目」を参考に必要な項目のマスクングを行ってください。

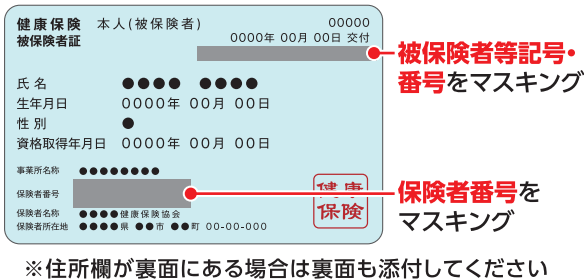
■マスクング方法(例)

- ・コピーをとった後に、該当箇所を見えないように塗りつぶす
- ・付箋やテープ、紙などで該当箇所を隠す

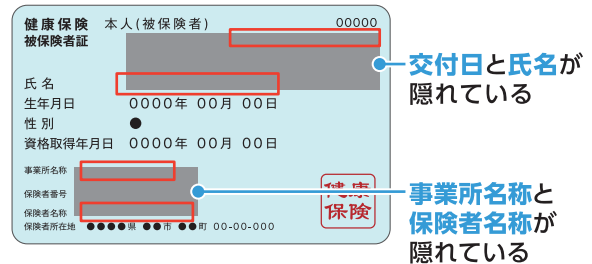
<本人確認書類とマスクングが必要な項目>

本人確認書類	マスクングが必要な項目
健康保険被保険者証	保険者番号及び被保険者等記号・番号
国民健康保険被保険者証	保険者番号及び被保険者記号・番号
共済組合組合員証	保険者番号及び組合員等記号・番号
船員保険被保険者証	保険者番号及び被保険者等記号・番号
受診券	保険証の記号番号

正しいマスクング方法 (健康保険被保険者証の場合)



間違ったマスクング方法



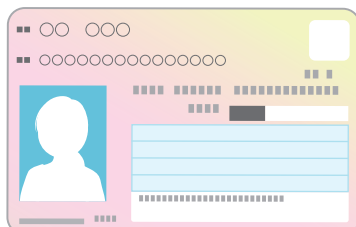
【ご注意】

マスクングする際、必要な情報(氏名や住所など)が隠れないようにご注意ください。

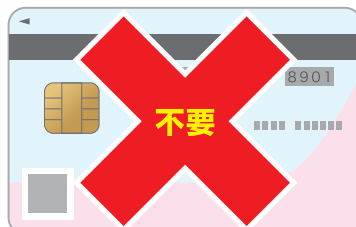
◎その他

マイナンバーカードは**表面のみ**、住民票は**マイナンバーが記載されていないもの**を添付してください。
また、里親が申請する場合は、他の確認書類に加え、**里親等証明書**が必要です。

<マイナンバーカード>



オモテ面



ウラ面

<マイナンバー通知カードは無効>



Q 支給品は子どもの数だけもらえるのですか？

A 世帯ごとの支給となりますので、児童の数によらず1世帯1つの支給となります。ただし、別居の対象児童がいる場合は、別世帯としてもらえる場合があります。

Q 商品券の支給はいつになりますか？

A 申請受付からお手元に届くまで3～4週間程度を要する見込みです。なお、申請された時点の申請件数や配送状況によってはさらに日数がかかることがありますのでご理解ください。また、市販の商品券のため在庫状況によっては発送まで2ヵ月程度要する場合もあります。

Q 電子クーポンの支給はいつになりますか？

A 申請受付から2～3週間程度でメールにてご案内いたします。なお、申請された時点の申請件数によっては、さらに日数がかかることがあります。

Q 北海道米の支給はいつになりますか？

A 申請受付からお手元に届くまで3～4週間程度を要する見込みです。なお、申請された時点の申請件数や配送状況によってはさらに日数がかかることがありますのでご理解ください。

Q 紙申請書の記入を間違えてしまいました。訂正印は必要ですか？

A 訂正印は不要となります。間違えた部分については二重線の取り消し線を引いていただき、空いているスペースに正しい情報をご記入ください。

Q 健康保険証のマスクングをせずに申請しましたが、改めて申請することは必要ですか？

A マスクングされていなかった場合も申請は受け付けます。その際、事務局において保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスクングいたします。

Q おこめギフト券・おこめ券及び電子クーポンで購入できるお米は？

A 北海道産のお米で、基本は精米、玄米及びもち米が購入できます。

Q 牛乳贈答券及び電子クーポンで購入できる牛乳は？

A 北海道産の牛乳で、パッケージ側面にある品質表示部分の種類別名称記入欄に「牛乳」「成分調整牛乳」「低脂肪牛乳」「無脂肪牛乳」と記載された商品が購入できます。

Q おこめギフト券・おこめ券はどこで使えますか？

A ステッカーの貼ってあるお米屋さんのほか、百貨店・スーパー等の店舗でご使用いただけます。



※取り扱っていない店舗もありますので、ステッカーの貼ってない店舗では買い物をする前にレジでご確認ください

Q 牛乳贈答券はどこで使えますか？

A Aコープ、ホクレンショップ、イオン、マックスバリュ、ザ・ビッグ、いちまる、イトーヨーカドー、コープさっぽろ、ダイイチ、フクハラ、ラルズ、東光ストア、道東アークス、道北アークス、道南ラルズ、西條、中央スーパー、スーパーチェーンふじ、さっぽろ東急百貨店、丸井今井、東武ストア、キングストア、スーパーエース、ラッキー、ホクノスーパー、スーパー魚長、北海市場、サッポロドラッグストア、セイコーマート、ハセガワストア、セブン-イレブン ほか(順不同)



※一部使用できない店舗がございますので、使用する前に直接店舗にご確認ください

Q 電子クーポンはどこで使えますか？

A 利用可能な店舗については、専用ホームページをご覧ください。



Q おこめギフト券・おこめ券の裏面に、販売店名等が記載されていないのですが、使用できますか？

A 記載されていなくても、券自体は有効ですので、安心してご使用ください。

Q 商品券に利用期限はありますか？

A おこめギフト券・おこめ券・牛乳贈答券に使用期限はありませんが、事業の趣旨をご理解いただき、なるべく年度内のご使用をお願いします。なお、電子クーポンは使用期限が令和7(西暦2025)年9月30日(火)までとなっていますので、ご注意ください。

Q 商品券はお釣りはもらえますか？

A 額面以上の商品とお引き換えください。お釣りについては券種等により取扱いが異なりますので、ご利用店舗にお問い合わせください。

Q 電子クーポンの使い方がわかりません。

A 専用ホームページに電子クーポンの利用方法に関する動画がありますのでそちらをご参照ください。

